

高齢者福祉サービスご利用ください

町では、おおむね65歳以上の一人暮らしの方や要介護者が元気で生活できるようにするため、介護予防・生活支援事業により各種サービスの提供を行っています。主な事業は下表のとおりですので、サービスの利用を希望する方は、申請手続きを行ってください。

- ◆申請先・問い合わせ 町長寿福祉課高齢者福祉係（Tel 82-3111 内線148）
町地域包括支援センター（Tel 82-3136）へどうぞ。

事業名	内 容	備 考	
自 宅 で 受 け ら れ る サ ー ビ ス	配食サービス	一人暮らし高齢者などに対し、週2回以内の範囲において夕食時に栄養のバランスのとれたお弁当を届け、利用者の安否確認を行います。	材料費と調理代として1食500円の自己負担あり
	要介護高齢者等おむつ給付事業	在宅の寝たきり、認知症高齢者および重度障害者の健康保持、介護者の日常生活負担軽減を図るため、おむつ給付サービスを行います。 ※前年分の町民税所得割が非課税の世帯が対象となります。	紙おむつ等の現物給付とし、1月につき3千円分を上限とする
	緊急通報体制等整備事業	病弱な一人暮らし高齢者などに緊急事態が発生した時に、簡単な操作により迅速に通報できる体制を確立するため、緊急通報装置の設置を行います。	生計中心者の前年度所得税課税年額により利用者負担あり
	訪問理美容サービス事業	要介護高齢者、心身の障害などで理・美容所に出向くことが困難な在宅高齢者に対して理・美容師を派遣し、清潔感の保持支援を行います。	理・美容料金は利用者負担
	高齢者日常生活用具給付事業	一人暮らし高齢者や高齢者世帯に対し日常生活の便宜を図るため、日常生活用具（電磁調理器、火災報知機、自動消火器）の給付を行います。	生計中心者の前年度所得税課税年額により利用者負担あり
	高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	在宅で自立した生活ができるよう、住宅改善（浴室、トイレ、段差解消など）に必要な経費に対して予算の範囲内で助成を行います。	助成額以外は自己負担 ※所得制限があります。
	お元気ですか見守りネットワーク事業	近くに身寄りがなく健康状態が不安な方を近所に住む「見守り協力員」が週1回程度訪問し、日常の安否確認を行います。	
	成年後見制度利用支援事業	認知症や障害によって判断能力が著しく低下している方に対し、町長による審判の申立及びその費用助成、また成年後見人等の報酬の助成を行います。	本人の収入によって負担あり
参 加 型 サ ー ビ ス	お座敷広場	高齢者に対し、各地区の集会所において昼食を提供し、血圧測定や健康講話、ゲームなどを行い、介護予防の普及を図ります。	昼食材料費300円の自己負担あり
	さわやか健康教室	概ね65歳以上の男性を対象に、月2回調理実習や栄養学習を実施し、会食やレクリエーションにより参加者の交流支援を行います。	内容によって材料代の実費負担あり
	認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を暖かく見守る応援者（サポーター）を養成します。	地域住民・企業向けその他、小学校、中学校でも開催
	家族介護者リフレッシュ教室	月1回、家族を介護している方が集まり、介護の勉強や情報交換を行います。また、介護を受けている方も参加し、参加者同士交流ができます。	
	在宅要介護高齢者等介護慰労金支給事業	在宅で要介護4・5の要介護者を介護サービスを利用せずに介護している家族に対し、年10万円の慰労金を支給します。	※所得制限があります。